

令和7年度第1回長野県障がい者施策推進協議会 議事録

日時：令和7年8月26日（火）14:30～16:30

場所：長野県庁本庁舎西112号会議室

（対面、WEB会議併用形式）

1 開 会

（田中企画幹）

開会のご案内

2 あいさつ

（部長あいさつ）

3 委員紹介

自己紹介の後、委員総数15名のうち12名の参加のため、長野県附属機関条例第6条第2項の規定により本会議が成立する旨説明

4 会長選出

小根沢委員から福澤委員を推薦する旨の発言があり、委員の互選により福澤委員を会長に選出（第5条第1項）

福澤会長から会長職務代理者として、小松委員を指名（同条第3項）

5 会議事項

会議事項について、事務局から会議資料の説明。

- （1）長野県障がい者プラン2024、第7期障害福祉計画等の令和6年度実施状況について【資料1】
- （2）手話言語条例関連事業の実施状況について【資料2】
- （3）医療的ケア児等支援センターの取組について【資料3】
- （4）「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」の取組について【資料4】
- （5）強度行動障がいのある方への集中的支援について【資料5】
- （6）「しあわせ信州「ノウフク」プロジェクト事業」について【資料6】
- （7）県立特別支援学校の校名変更について【資料7】

資料の説明後、福澤会長の進行の下、下記のとおり意見交換

(意見交換)

(福澤会長)

ただいま全ての会議事項についての説明をいただきました。

ここからはこれまでの説明に対する質問や障がい者施策の課題、日頃からお持ちの問題意識など、障がい者施策全般に関しまして、ご意見やご質問をいただく時間としたいと思います。

なお、ご発言に際してのお願いがございます。まず、ご発言をされる方は挙手でお知らせいただき、指名を受けて、その後お名前を述べていただいてからご発言いただきたいと思います。Webでご参加の皆さんも、画面上に見えるように挙手をしていただきたいと思います。また委員の皆さん全員からのご意見をいただきたいと思います。それではご発言のある方、よろしくお願ひいたします。

(伊藤委員)

まず質問として資料1のところの4ページ目、第7期長野県障害者福祉計画等の数値目標および実績についての数字について質問ですが、例えば調査中と書いてあるところが1から3ページまではあったが、4ページ目の「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関すること」は、回答が何もない、調査中ではなく「未公表」と書いてあるのはどういう違いがあるのでしょうか。来年度もまた同じように「未公表」という書き方になるのか。その「未公表」という意味がわからなかつたので教えていただければと思います。これでは目的を達成できているかどうかを確認する方法がないということになってしまうと思うので。

あともう一つ、実績のところで「精神神経研究センターの資料を活用」と書いてありますけれども、県として調査をやってないということになるんですかね、その辺教えていただければと思います。

(和泉係長)

障がい者支援課の和泉と申します。「未公表」につきましては、公表されてないという意味でございまして、委員のおっしゃるように6年度の取組の評価ができないという悩ましいところですが、いずれにしても公表がされてないという意味でございます。

また2つ目のご質問の国の資料活用についてですが、こちらについて、県で調査を実施しているかどうかにつきましては確認の上、後ほどご回答ということでもよろしいでしょうか。

(伊藤委員)

お願ひいたします。

資料を見まして、県のホームページも確認させていただいた。実際あったのは、県精神保健福祉センターの研究成果やグループホームなどの精神障害者利用状況調査というのとか、あと長期入院者の退院支援後の状況調査というのが平成25年度、平成24年度の古いものが載っていたように思います。そのときの状況と今の状況が変わっている

と思うのですけれども、もし可能であれば変わった部分を公表していただき再度調査をしていただくななどした方がいいのかなというふうに思います。

(福澤会長)

ありがとうございました。他、ございますか。

(榊原委員)

清泉大学榊原です。質問させていただきます。

資料2の手話言語条例関連事業の実施状況について、(4)手話や文字による情報提供の部分で質問させてください。実施内容として、県が発信する動画メッセージ等への手話および文字の挿入とありますけれども、この文字の挿入というのはどのように行われているのかを確認させてください。

動画メッセージなので、ホームページ等で見られるタイプの動画の上に文字を重ねたテロップを作るっていうふうにしているのか、あるいはオンオフで文字を消したり、つけたりできるいわゆるクローズドキャプションというタイプのもので入れているのかということをまず確認と、このメッセージの範囲がどれぐらいのものかを知りたいと思います。

以前調べたときに、県のホームページで公開する動画についてはついていることが多いのですけれども、逆に県がお金を出して観光とかで作っているイメージビデオとか、そういうものにはついてないようなことがありますので、それがどうなっているのかが気になります。

それと、ホームページの公開ですので、これはホームページのウェブアクセシビリティ方針と重なってくる部分があるかと思います。県庁のホームページで長野県公式ホームページのウェブアクセシビリティ方針というものを公開されています。この中では、動画に関しては例外事項として取り扱いませんと規定されています。これがもし、動画に対するテロップや文字の挿入が実現されているのであれば、記述については見直していただければいいかなと思います。以上です。

(小林課長補佐)

在宅支援係の小林からお答えします。

まず1つ目の動画への文字の挿入方法ですが、テロップをつけて常に文字が見える状態で挿入しております。それに加え、テキストも同じページに公開するようにしております。

動画のメッセージですが、最近ですと選挙の投票の呼びかけの動画であったり、コロナ禍は特に多かったのですが、知事の呼びかけの時には手話動画をすぐ作成しましてホームページなどで公開しております。

また、最後にご指摘いただきました点については、広報・共創推進課に確認しながら進めていきたいと思います。

(福澤会長)

どうもありがとうございました。他、ございますか。

(久保田委員)

長野労働局の久保田です。先ほどと同様の資料2裏側の(3)から括弧それぞれの数字があるので、(3)の数字は結構横ばいなのですが、相談体制の整備生活支援の中で、ろうあ者の方の相談事業というのが、令和6年結構相談件数が減っているなどというふうに思いまして、この数字を見ると、比較的通訳システムとかの整備とかが進んでいて、実際相談が減っているのかとか、何かしらこの減っている要因というものについて分析されているようなものあれば、教えていただければと思います。

(小林課長補佐)

小林です。お願ひします。

ろうあ者相談事業ですが、こちらは松本の旭町庁舎に1名をろうの相談員として配置している事業になります。基本、対面で相談をお受けする体制になっております。令和3年をピークに減っている傾向ですが、その他に聴覚障がい者情報センターで遠隔手話システムを使いながら相談できるシステムを導入していますので、そちらへの相談も始まっています。そちらの件数把握はしていないですが、そういうのもあって対面での相談は減っていると考えております。以上です。

(福澤会長)

ありがとうございました。他ございますか。Webでご参加の方どうでしょうか。

(藤木課長)

先程ご覧いただいた啓発動画の感想でも結構ですので、ご意見をお聞かせいただけるとありがたいです。

(塩崎委員)

塩崎です。あのような動画が見られるようになっていたのかもしれないですが、私はパソコン操作が苦手なので見ていなかったです。ああいった映像が駅前とかで流されているということなんですね。すごくわかりやすく作られていると思うし、もっと画面の解説があったらわかりやすいのかもしれないですが、ただ聞いているだけでも随分わかるものだったので、こういったものを色々なところの研修なんかで使われるといいと思いました。

専門的なことは言えないので申し訳ないですけれど、ぜひ一般の人たちに、障がいのことについてイメージがしやすいようにしていくときに例えがあるとわかりやすいと思います。

また、障がい理解っていうのは、別に障がいがない人が障がいのある人に対してするのではなくて、障がいがある者同士も他の障がいのことについてよく知っているわけではないですし、ちゃんとイメージができているわけではないので、本当にとても良かつたと思います。

農福連携のところについてお尋ねしたいです。就労支援B型事業所の全事業所に占める割合というところで、令和元年と5年の比較がされていて、これで言うと全体でB型就労支援事業所が320ぐらいあるということなんですかね。この中でこんなにたくさん農福のことをされているっていうことなんですか。私は知らなかつたものですから、たくさん伸びているんだなと思いました。そんなに農業に多くの人が入っていっているのですね。

農福連携を行っている事業所の平均工賃は、全事業所の平均工賃より高い傾向にあるという記載があります。どうして上昇していると考えられているのでしょうか。雇われている障がい者にも反映されてきているということでしょうか。お願いします。

(大井課長補佐)

障がい者支援課の大井です。動画の感想と農福に関するご質問ありがとうございます。

動画についてはすみません、補足させていただくと、まだこれから一般の方にたくさん見ていただく機会を作るというところですので、先ほどいただいたご意見も参考にして多くの県民の方に見ていただけるように改めて普及啓発をしてまいりたいと思っております。

そして農福の関係ですけれども、資料ご確認いただいたとおり、農福連携に取り組む就労継続支援B型事業所、令和元年は105ヶ所、38.9%でしたが、令和5年は159ヶ所、49.5%ということで、ご指摘のとおりB型事業所はほぼその倍あるとご理解いただいているかと思います。

農福連携に取り組む内容につきましても、やはり色々幅がございまして、もちろん本当に野菜を自分たちで作る、果物を作るという自分たちでやられている事業所もあれば、施設外就労という形で外の農家さんのところに仕事に出かけていって、メインの仕事というよりは、例えば周りの草刈りをしたりだと、ブドウが育つために余分な実を少しずつ取るだと、そういった周辺作業をやっていただく事業所もあります。あとはやはり収穫したものを袋に詰めたりだと、そういったことをやっている事業所さんもございますので、農福といっても携わる部分は様々あるのですけれども、そういった形で少しでも携わっているとご報告いただいた事業所の数が令和5年度は159ヶ所ということです。

そして平均工賃月額の方ですけれども、令和5年全事業所の平均工賃月額23,301円でしたが、農福連携を行っている事業所だけの平均額を出すと24,202円となっており、農福連携を行っている事業所の平均工賃が全事業所の平均工賃より高い傾向にあるという数値が出ております。

やはり農業に携わると、体調面とか身体面が整って作業が継続できるということですか、決められた単価の中で一定の量の仕事をこなすことを実際は求められる場面も多くありますので、そういったことにきちんと応えられる事業所さんが、農福を担っているといったところから、工賃が高い傾向にあると推測はされるところです。以上、お答えになっていますでしょうか。

(塩崎委員)

はい、ありがとうございました。そういうた働く人たちの安全とか働き過ぎとか、賃金について不当にならないようにという心配がよぎるところはあるが、それは私が色々知らないからそう思ってしまうところがあると思うので、また勉強していきたいと思います。ありがとうございました。

(福澤会長)

ありがとうございました。他ございますか。

(勝見委員)

精神保健関係の立場からお伺いいたしたいことがございます。資料1の重点政策の地域生活を支えるサービス基盤に関して、地域生活支援拠点という部分や、先ほど伊藤さんの方からもお話があった、成果目標2の部分の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築というようなところがございますけれども、これに関して、長野県は圏域ごとに取り組まれているという中で、地域ごとにかなり進み方の違いがあるのではないかと現場の方では危惧している部分がございます。県の方で数値目標を設けていただいているのですけれども、なかなかそこの達成はまだまだ難しさがあるような状態に見えるのですが、県としてはその活性化をするために、どのようなことを今後検討しているのかをぜひお伺いしたいというところがまず一つございます。

(大井課長補佐)

障がい者支援課の大井です。

地域生活支援拠点のことで回答させていただきます。ご指摘のとおり、県内では地域生活支援拠点に関しては12の圏域と地域で整備をされております。長野圏域が5つにわかれておりますので、その内の3つの地域で面的整備がされておりますので、他の2地域がまだ拠点の整備がされていない状況になっております。

プランでは県内全ての地域で拠点を整備することを目標にしておりますので、体制整備や既に整備されているところの質の向上も重要な点になってくるため、障がい者相談支援体制等機能強化会議という会議を年に3回開催しております、市町村の担当者ですとか、各障害福祉サービス事業所の皆様ですとか、基幹相談支援センターの皆様に周知をいたしまして、この地域生活支援拠点の整備を含め地域の相談支援体制ですとか、サービスの体制等をどんなふうに利用者の皆様にとって使いやすくかつ効果的な仕組みになるかということを、圏域同士で情報交換していただいたり、または外部の講師の方にお話に来ていただいたり、厚労省の担当の方にもお話を来ていただけ先駆的な取組のお話を来ていただくなどして、その実際に現場でこの拠点のことで業務に携わっている方々にこういったその情報を随時提供をして、各地域の取組でそれをどうやって落としめるのかっていうことを、検討していただく機会としております。拠点については主にはそんなところです。

(勝見委員)

ありがとうございます。

どうしてもやはり圏域ごとの特色やその地域性というところは、県の他の方々もきっと主体的な部分を支えたいというところもあるかとは存じますけれども、やはり県としてある程度先進的な引っ張りというかをしていただかないと、どうしても地域だけでは支えきれない部分があるのかなと少し思いましたのでご質問しました。

今、地域生活支援拠点についてお話いただいたんですけど、どうしても精神障がい者の入院からの地域移行というところでは、まだちょっと停滞している部分があるのかなと現場の方では感じているところですけれども、例えばもちろん医療と福祉とまた行政の方たちとの連携というところももちろん重要なところではあるのですが、その精神障がい者の方たちの医療補助というか、入院に対する補助がないという部分でも、その全国的にも都道府県によりいろんな形や、市町村によって対応を進められている部分もあるかと思いますけれども、やはり地域の市町村でそれを進めたいというときにお話をしていくと、県からそういう話があれば当然っていうようなところのご回答をいただく場面もございます。そう考えますと、県としてもそこは進めていくというようなところで検討いただければと思うのですがその辺りいかがでしょうか。

（木次主事）

健康福祉政策課の木次と申します。私が所属している企画調整係というところで、福祉医療ということで担当しておりますけれども、私直接の担当ではないので細かいところまではちょっとお答えできないのですけれども、今精神の方の入院の医療費の関係については、県の補助ではまだ対象にしてない部分があるというところで、これについては精神の方と精神の障がいのない方とで差をつける必要がないんじゃないかなということで、いろんなご要望をいただいております。

そして市町村によっては、精神の方の入院の部分まで補助対象にしているようなところはあるのですけれども、県としてどうしていくべきかというところは今検討しているところですので、市町村の方、団体の方のご意見を伺いながら、検討を進めてまいりたいという回答とさせていただきたいのですけれども、すみませんがよろしくお願ひいたします。

（勝美委員）

ありがとうございます。3障がいを同じにフォローしていくっていうようなところが進められている中で、やはりそこで区別されているというのはやっぱり差別的なところと考えられますし、精神障がいのある方たちが、入院の補助があるからといって入院期間が長くなるとか、即入院を選ぶというわけでは決してないと思います。そこにはやはり、なかなかその入院がすぐに選択できないために、お金がなくてできないために、状態が悪化してからの改善のもかなりまた難しくなるという場合ですとか、また退院した後、その入院費の借金を抱えたまま地域生活を送らなければいけないという現状など、様々研究、発表している当協会の会員もありますけれども、そのあたりもまた考えただければありがたいかなと思った次第です。ありがとうございます。

(福澤会長)

ありがとうございました。

(大堀委員)

先ほどのビデオの感想ということで、本当にとてもわかりやすくて、合理的配慮についても私達もきちんとどんなことが働く場所とかいろいろな場所での合理的配慮なんだろうと、とても普及啓発としてわかりやすいビデオで、こういった活動を継続していただきたいなと思いました。

また障がい別によって違うところがあるので、そこら辺も障がい別によって、もしその合理的配慮とかわかりやすい形で視覚に訴えられるとまたとてもわかりやすいと思うので、障がい種別によってそれぞれニーズが違うと思いますので、どんな合理的配慮があると良いかっていう辺りをまたさらに拡充していただけると大変ありがたいと思います。

それからヘルプマークの広報普及啓発も本当にありがとうございます。私の周りにも精神障がいを持っていて、ヘルプマークを使っている方も多いですから、ちょっと配慮をしていただいたりとか、気にかけていただく程度でいいんですけども、そういったように普及をお願いします。

あと2点目は、先ほどの勝見委員さんからもご意見があって、長野県からも回答いただきました福祉医療に関する入院費を精神障がい者にも2級まで所得制限なしで助成していただきたいという要望です。

先ほど勝見委員さんからもご意見ありましたけれども、やはり医療費の軽減っていうのは、私達が生きていく上でとても大事ですし、基本、精神障がいだけではなくて、他の疾病、生活習慣病とか他の疾病を持っていたり、私もそうですけれどもいろいろな病気もあります。身体・知的障がいに対して、精神だけ助成がないというのは、やはり自治体、長野県としても2分の1福祉医療の負担を持っていただけると、各市町村で今進めてくださっているのでぜひ長野県としても取り組んでいただきたいというふうに強い要望をお願いいたします。

あと福祉医療に関してはもう1点、窓口無料化の件もぜひ制度として見直していただければと思います。児童の方は進んでいて、それは本当に良いことですし、障がい者の分野もやっぱり現物給付で今は償還払いといって窓口で一旦負担するので、そういう負担軽減も、その障がいのある人は医療費の軽減が1番行政に望むこと。私達もそうですし、ぜひ窓口無料化の方もあわせて障がい者に対しても進めてくださるように、長野県として取り組んでいただきたいってことで、福祉医療に関しては2点要望ということでお願いいたします。以上です、ありがとうございました。

(福澤会長)

はい、どうもありがとうございました。他ございますか。

(小松委員)

長野県知的障がい福祉協会の小松です。お願いします。

1点目は、資料5の強度行動障がいのある方の集中的支援についてですけれども、皆さんご存じのとおり、長野県から強度行動障がい支援者養成研修を委託されている長野県知的障がい福祉協会と長野県が連携して、先ほど田中企画幹さんからお話がありましたがけれども、実施上の課題や今後のあり方を検討することを目的として、強度行動障がい児者集中的支援モデル事業を進めることとなりました。

強度行動障がいの状態に対する支援では、身体拘束ですか、行動制限に変わる対処方法はなかなか見つけづらい。最善の方法を継続しようとすると、ワークモチベーションが低下して、ストレスが高い支援を長時間継続する状態となり、結果として虐待が発生するリスクが高まるというのが現状かと思います。

行動障がいのある人に対して、福祉サービスのあり方についての検討はまだ始まった段階であろうかと思いますけれども、今回長野県さんの方で令和7年度から始まったモデル事業が、効果的に実施されることによって、関係諸機関が連携し、目の前の課題に寄り添い、当事者とその家族の暮らしを支える地域ぐるみの体制整備の充実が図されることを願っています。

続いて資料3の医療的ケア児等支援センターの取組についてです。こちらはご質問になります。医療的ケア児を介護する家族の休息のために必要なサービスとして、レスパイト入院とかショートステイなどのサービスがありますけれども、一方、ニーズを抱えた方からは、なかなか利用先が見つからない現状をお聞きします。この点について長野県内では、地域ごとの多分温度差はあるかと思いますけれども、現状のサービス利用の統計数値を含めた現状認識と、先行的な取組をされている好事例等があればお聞かせいただきたいと思います。

そしてまた、令和7年度から信州大学医学部附属病院に医療的ケア児等支援センター業務を委託されています。その結果、どのような機能強化が図られ、また現状でどのような課題があるのか、併せてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

(田中企画幹)

小松委員さんありがとうございます。引き続き2年間スタートしたところで、またご協力よろしくお願ひします。いただいた意見を十分認識しながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(小林課長補佐)

まず医療的ケア児等支援センターの信州大学への委託の取組についてです。4月に委託を開始しまして、約4ヶ月経過をしております。センターの方とは定例会ということで毎月どのような感じだったかというような取組をしているところです。

今まで、県庁の中にありましたが、信州大学の松本市に移ったことで、やはり南信の方から相談をしたいので来て欲しいですか、アウトリーチというようなケース会議に呼ばれることが増えたというような話があります。やはり今までちょっと届きにくかった学校・保育園での医療ケアというところを、チームを作つて進めていきましょうというところ、見えてこなかった部分が具体的に見えてきたりしております。

また医療的ケア児から者に変わった方たちへの成人後のQOLの向上というところの命と健康を守りつつ、社会の中でどんなふうに暮らしていくかっていうところが、最近見始めた課題です。信州大学の先生方と相談しながら、このあたり具体的にまた進めていきたいと思います。

(藤木課長)

医ケアについて、レスパイト入院、ショートステイの関係でご質問を頂戴いたしました。ご指摘の通り、レスパイト入院については、評価入院みたいな形で受け入れていただいているのが現状かなと思います。濃厚な医療的ケアが必要な方については、通常のショートステイでは難しいので医療型のショートステイ。そうなると、県内で約20ヶ所しかない。国でもその点の課題認識をしていて、平成30年度の報酬改定で福祉の強化型と言って、看護師を手厚く配置して、福祉型でも医療面強化をしたところで受け入れられる報酬体系を作り、手を尽くしているが、まだ十分ではないとお聞きしている。私どもも医療型のショートステイを増やすべく努力はしており、徐々に開設をしていただいているけれども、まだ足りないということは認識しておりますので、各事業者の皆さんにこれからも働きかけて充実していきたいと考えているところです。

好事例については、先ほど地域の拠点というお話もあったのですけれども、拠点のコーディネーターが中心になってコーディネートする、そしてショートステイもその拠点の面的整備と言っていますけれども、輪番制で取り組んでいる圏域もあるので、そういった各圏域の良い取組を他の圏域でも参考にしながら、少しでも県内の取組を充実するように自立支援協議会とも連携しながら進めていければと考えております。

(長沼委員)

飯田病院仲ノ町診療所の長沼と申します。医ケア児及び重心の方たちの担当と思っていますので、その部分で発言させていただきます。今の地域格差の問題は確かにあります。それは特に重心・医ケア児を受け入れてくれる施設が5つしかないということになります。レスパイトや長期間の受け入れのような、場合によっては終の棲家となるような対応をしてくれる施設が5つしかないために、地域格差は本当に大きいと思います。それぞれの地域でずっと暮らしたいということが実現できるように、今後も県として進めていただきたいと思っています。

今、飯田で喫緊の課題になっているのが、70歳を越える家族がでてきているということです。そう遠くない先に、在宅では面倒をみられなくなる状況になると思いますが、地元でずっと暮らせる場所、終の棲家となるよう場所が欲しいと思っても、今現在、目途がまったく立っていません。このことは、これまで何度も言わせていただいていますが、県としては施設を作ると言うより、今ある資源を上手に使うというお考えのようでありまして、グループホームなどを支援していくことを考えているとお聞きしています。

いくつかの事業所はそういうことを考えておられると思いますが、なかなか踏み出せないようです。なぜ踏み出せないのか、その辺のところは分析されていると思いますが、その中で大きなものはやはり財政的なものだと思います。いくら助言とかフォローがあ

っても、最終的にお金がなければ動かぬことありますので、県として、財政的な支援ができないかお聞きしたいところです。

平成24年から平成26年にかけまして、県単独事業として、福祉型短期入所施設への看護師配置補助が出たという経緯があります。このように県が財政的上乗せをしていただき、各地域で重心児者及び医ケア児者が、住みたいところにずっと住み続けることができるようにしていただきたいと思っています。国で定められた部分への県の上乗せができるかどうか、その可能性があるかどうかをお聞きしたいと思います。

もうひとつ、先ほどの障がい者医療の窓口無料化に関しても是非よろしくお願ひいたします。以上です。

(福澤会長)

はい。どうもありがとうございました。

(藤木課長)

今、長沼委員から医療的ケアが必要な方の終の棲家という話が出ました。医療的ケアが必要な方については、ショートステイを利用しながら在宅でということを希望される方もいらっしゃるでしょうし、終の棲家ということでいわゆる療養介護、これは長沼委員がおっしゃられたように県内に5つの病院しかなく、地域格差があることは確かにいらっしゃる通りでございます。

療養介護がなかなか開設されない。そこに対して、県として運営費補助の可能性があるかというご質問を頂戴しました。まず県内の療養介護の状況を申し上げますと、全ての病床が満床になっているという状況ではなく、まだ空きがあるといった状況であること。それから療養介護をこれからやってみようかなということで、検討されている医療機関があるかどうか、私も承知していませんけれども、現に経営されているところで、国立病院は別として、民間病院でも国の報酬の中で運営をしていただいている。ということからすると、直ちに県が補助する必要があるのかどうかよく検討しなければいけないと思っております。

何よりも、医療的ケアが必要な方が入所施設に入りますと、地域からは縁遠くなってしまうので、今の流れとするとグループホームなど地域と関わりを持ちながら暮らしたいと希望される方も相当数いらっしゃると私達は認識しておりますので、そこら辺の長期の入所施設、そしてグループホームあるいは在宅でいろんな選択肢を当事者の方々が自分に一番合ったものを選べるような、そういったサービス基盤を提供できるように県としては取組をしていきたいと考えております。以上でございます。

(福澤会長)

はい、どうもありがとうございました。

(長沼委員)

最後に言われたことはその通りであります、是非そういうふうにしていただきたいと思っています。先ほどお伺いした補助がなくともちゃんとやっているところが幾つか

あるとのことですので、具体例をきちっとだしていただいて、「そうなんだ」、「できるんだ」と当事者や事業者が思えるように、いろいろ教えていただくことが必要になると思います。その上でどうしても動けないなら、やはり県なりの援助が必要だと思います。よろしくお願ひいたします。

(藤木課長)

ありがとうございます。具体例をというお話をいただきました。長期入所、いわゆる療養介護については医療機関でなければ開設できませんので、医療機関のご理解が欠かせないと思っております。具体的な資料を用意してご説明できるようにしていきたいと思っています。

それから私どもが課題と思っているのは、療養介護を開設するにあたって、利用定員20人以上という国の縛りがあることです。そのため、各圏域に例えばそれを置きたいって言った場合に、20人の利用者を確保できる見込みがなければ開設に踏み切れない。この部分の規制緩和をしてほしいということは、国に対しては従前から要望しているところです。医療機関が療養介護について、後ろ向きにならざるを得ない要因ではないかと考えております。

いずれにしましても、長沼委員からご指摘いただいたことについてはしっかりと県としても受けとめて検討させていただきたいと思います。以上です。

(長沼委員)

今のことについてお聞きします。20の枠があるというのは承知しているところですが、20の枠ではなくて例えば3でも4でも少ない数での療養介護ができる病院ができるように、国に対して県として上げておられるとのことですが、どのレベルで上げておられるでしょうか。議会としてか、知事としてか、ですが。

(藤木課長)

国への要望については、知事要望という形で、知事名で厚生労働省に要望させていただいております。以上です。

(長沼委員)

わかりました。

(福澤会長)

はい。ありがとうございました。竹内さん、よろしくお願ひします。

(竹内委員)

竹内です。ヘルプマークについてですけど、私の息子も療育施設に通っているんですけども、療育施設の保護者の中でもヘルプマークってそもそも何なのかとか、どこでいただけるものなのかとか、その辺が全然情報として伝わってきていらないのが現状です。自ら情報を得なきゃいけないところもあるかと思いますが、その辺を県や市町村が、障

がい者施設とか療育施設で連携していただいて、斡旋ではないんですけど、こういうものがあるんですよっていう情報を紹介なりしていただけるとありがとうございます。必要ないという保護者もいますけど、そういうものがあった方が内面的な障がいを理解していただくためには必要なものだと思います。

関係機関同士の連携を一層図っていただければという要望です。以上です。

(大井課長補佐)

障がい者支援課の大井です。ご要望ありがとうございます。県や市町村で配布をしているところではありますけれども、ご指摘のとおりまだ届いていない方々もたくさんいるところかと思いますので、事業所の皆様にも改めて周知させていただいたりとか、先ほどの動画等も活用して、一般の方にも知っていただくような機会を引き続き作っていきたいと思います。ありがとうございます。

(福澤会長)

はい、ありがとうございました。その他ございますか。

(勝見委員)

勝見でございます。障がいのある方の社会参加の促進というところが、プランの中で分野別の施策として挙げていただいてあるのですけれども、障がい者の就労についての部分では先ほど当初のところで委員の方からも率が上がってくるというところで、企業と福祉というところの福祉も頑張っていかなきやいけないとお話がございましたが、まず1点この社会参加の促進というところが、まだ参加ができないんだなという認識があるふうに受け取れる文言だと、周りの当法人の理事長等とお話をしているときにそんな話がありました。活躍の場の拡大とか促進っていうところにもなってきてもいいのかなと感じているところがあります。

障がい者の就労に関する部分では、支援学校等を卒業した後に職場実習とか、入社後のフォローアップとか、各ステージにおいて本来その合理的配慮のプロセスが必要であると考えられますけれども、その部分ではまだ不足しているというか、企業も含めて認識と合理的配慮の方法についての共有というところにまだ課題があるのかなと考えております。ご本人や学校、また企業、事業所もそうですけれども、しっかりと共有連携するところに対しての整備に関するところでも、県としてのバックアップをお考えいただければありがたいと思っています。

職業体験の機会の創出だったり、雇用の可能性の拡充というところ、いろんな形での働き方も想定しながら、手立てを考えていただけたらありがたいと思うところです。

(藤木課長)

社会参加については、いろんな社会参加のあり方があります。就労ができる方は就労、就労は難しいけれども文化芸術活動やスポーツの面で社会的に活躍したいという方もいらっしゃると思います。それぞれの場面で障がいの特性に応じた配慮にまだ課題があると認識しておりますので、県としては多くの場面で適切な合理的な配慮が提供される

ように、引き続き先ほどご覧いただいた動画や研修の機会、あるいは優れた合理的な配慮を提供していただく事業者さんを「ともいきカンパニー」として認定する、そんな仕組みも設けておりまして、今 650 ほどの事業者さんを認定させていただいておりますので、そういう取組を通じて広めていきたいと思っております。

特に職場でのお話が出ましたけれども、本年 10 月から新しい障害福祉サービスとして、「就労選択支援」というサービスが始まります。これはご本人の希望と障がいの特性、就労能力をご本人と相談しながら総合的にアセスメントをして、その方の希望に沿った最も適した就労先の選択を支援するサービスになります。どんな配慮があれば職場でうまくやっていけるのか、そういうところまで含めて支援をさせていただくサービスになりますので、そういうサービスも活用しながら、障がいのある方が社会で活躍できるそんな社会作りに取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

(勝美委員)

ありがとうございます。就労選択支援という新しいサービス始まる部分もありますけれども、新しいサービスが色々始まっていく中で、複雑にどんどんいろんな形が出来上がってしていくのだけれども、その先にうまく繋がっていないとか、本当に形はできただけどというふうになりがちなところを危惧はするのですけれども、本当にそれが生かされた形で、その方にとってただ長くその場所にいられればいいということでもないと思う。色んな形で、仕事を変えてでもその方が有効に活躍できて、本当にその方にとって幸せであるところをどこまでも柔軟に考えられるような政策を考えていただければありがたいと思います。ありがとうございます。

(福澤会長)

はい、どうもありがとうございました。榎原委員。

(榎原委員)

農福連携について少し感想めいたものですが述べさせていただきたいと思います。農福連携は非常にいい活動で、特にその地域に根付いた活動ですし、食の安全を守ることにも繋がると言って様々なメリットがあるかと思います。

一方で、農業の天候や季節の影響であるとか、作物の価格変動とか、不安定要素が非常に多い仕事もあると思います。ですので、県にはぜひ農業とかも安定して働き続けられる仕組み作りに注力していただければと思います。

現在のこの事業内容を見ますと、どちらかというと農福連携をやっていますというPRが中心ですので、できれば持続可能な農福連携の仕組みみたいなものを作る事業を進めていただければと思います。例えば、モザイク型の就労システムを導入して必要な時に必要な人に働いてもらえるような仕組みだと、あとは 6 次産業化を支援して農業以外にも収穫した作物を加工したり販売したりとか、そういうところに繋がるような仕組み作り、そうしたところで安定した仕事の確保、雇用の確保みたいなものに繋がるような活動を進めていただければ嬉しいと思います。ありがとうございます。

(大井課長補佐)

障がい者支援課の大井です。ありがとうございました。資料6の農福連携については、今年度の補正予算で認知度向上のための事業を記載したものですから、ご指摘いただいた事業については、既に別の事業として一部取り組んでいるところもございますけれども、今いただいたご意見を踏まえてまた進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

(福澤会長)

はい。どうもありがとうございました。

まだご発言いただいていない委員の方もいらっしゃいますけども、時間も過ぎておりますので、ただいまいただいた貴重なご意見をこれからの中後の政策検討などに生かしていければと思います。貴重なご意見をどうもありがとうございました。

それでは時間になりましたので、会議事項を終了させていただきます。進行を事務局にお返ししますのでよろしくお願いします。

6 連絡事項・閉会

(事務連絡)

(課長あいさつ)